

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

本県における鳥獣の生息状況、分布状況を総合的に把握し、また、保護施策上重要な鳥獣、狩猟鳥獣及び加害鳥獣の実態を正確に把握することにより、本県の鳥獣行政を適正に実施するための基礎資料とするため、必要に応じて次のような調査を実施する。

(1) 鳥獣生息分布等調査

本県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等を必要に応じて調査し、生息状況の把握に努める。

調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いる。

ツキノワグマについては、現在「ツキノワグマ保護管理指針」により対応しているが、本県での出没状況や奈良県・三重県の動向を踏まえ、必要に応じて分布状況、生息数、生息環境、生態等の調査を行い、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、対策を検討する。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン、カモ、ハクチョウ類の一斉調査については、毎年1月中旬に行う全国一斉調査と特に水鳥の渡来数の多い主要な河川及び湖沼等について、越冬期間中、毎年定期的に種別個体調査を行い、水鳥の動態を把握することにより鳥獣行政を効果的に推進する。

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
紀の川 有田川 日高川 富田川 古座川 熊野川	令和4年度 ～ 令和8年度	生息分布調査、現地調査 種別に個体数をカウントする	

2 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

新たに指定を予定する箇所の鳥獣保護区において、指定効果を図るうえでの基礎資料とするため鳥獣の生息状況等を調査する。また、既に指定されている鳥獣保護区での指定効果を調査するため、対象となる地域において鳥獣の生息状況等を調査する。調査方法については、鳥類は、ロードサイドカウント法により、繁殖期及び非繁殖期を含む年6回、2人以上により調査を行い、目視、鳴き声、足跡、糞等により確認し、生息数を把握する。また、獣類に関しては、目視及び必要に応じてセンサーカメラ、トラップ（捕獲）により、年1回以上調査を行い、生息数を把握する。

調査年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
鳥 獣 保護区名	加太南部鳥獣保護区 和歌浦鳥獣保護区 岩出鳥獣保護区 上岩出鳥獣保護区 梁瀬鳥獣保護区 城山鳥獣保護区 煙樹ヶ浜鳥獣保護区 西ノ河鳥獣保護区 黒島鳥獣保護区 日高鳥獣保護区 長子鳥獣保護区 田長谷鳥獣保護区	雨の森鳥獣保護区 紀ノ川鳥獣保護区 万燈鳥獣保護区 那賀鳥獣保護区 北寺鳥獣保護区 白浜鳥獣保護区 南部川鳥獣保護区 田辺鳥獣保護区	生石山鳥獣保護区 紀泉台鳥獣保護区 かつらぎ鳥獣保護区 富貴鳥獣保護区 広川西部鳥獣保護区 地ノ島・沖ノ島鳥獣保護区 椿鳥獣保護区 太地鳥獣保護区 与根河鳥獣保護区	岡崎鳥獣保護区 紀の川(紀の川市)鳥獣保護区 天野鳥獣保護区 高野口鳥獣保護区 河根鳥獣保護区 楠本鳥獣保護区 近井鳥獣保護区 上ミ山鳥獣保護区 夏山鳥獣保護区	五百原鳥獣保護区 水上鳥獣保護区 鞆淵鳥獣保護区 橋本鳥獣保護区 初島鳥獣保護区 花園鳥獣保護区 岩出紀ノ川鳥獣保護区 大池鳥獣保護区 蘇鉄池鳥獣保護区

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じて捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等も報告させているところであるが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。

3 鳥獣管理対策調査

(1) 方針

被害等を及ぼす鳥獣のうち、主要な加害鳥獣について、農林産物等への被害の発生状況を調査し、実効ある被害対策の確立を図るための基礎資料とする。

(2) 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
農林産物に被害を与える野生鳥獣	令和4年度 ～ 令和8年度	被害実態調査 (被害時期、品目別被害面積、被害量、被害金額)	